

事 務 連 絡

平成30年 8月 2日

平成30年7月豪雨災害により被災した被保険者にかかる公費
負担医療に対する診療報酬明細書への記載方法について

平成30年7月の豪雨災害により被災されました受診者につきましては、厚生労働省等の通知により診療報酬の一部負担金が免除となり、患者負担分が発生しないこととなります。そのため、従来、公費負担医療の受給資格があり公費併用レセプトとして請求する被保険者であっても、診療報酬明細書は国保・後期単独として取り扱うこととなるため、公費負担者番号及び公費受給者番号は記載を要しないこととなります。ただし、食事療養を負担する公費負担医療の受診者につきましては、診療報酬明細書への公費負担者番号及び公費受給者番号の記載は必要となりますので、ご注意ください。